

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を
除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」



【省令の名称】

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（略称「除染則」）

【省令の概要】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所の事故により、大量に放出された放射性物質によって汚染された土壌等を除染する業務に従事する作業者の放射線障害を防止する主旨で制定され、平成24年1月1日より施行されることとなった。

【省令の内容】

上記放射線により汚染された土壌等の除去業務に従事する作業者の放射線障害を防止するために必要な事項を定めたものである。内容は、①基本原則のほか、②除染等業務従事者の被ばく限度、③線量の測定と測定結果の確認・記録等、④事前調査と作業計画、⑤作業指揮者、⑥退出者・持出物品の汚染調査、⑦保護具、⑧喫煙等の禁止、⑨特別教育、⑩健康診断であり、このうち安全衛生教育については作業指揮者に対する教育と作業者に対する特別教育の2種類を規定している。

【安全教育カリキュラム】

1. 作業指揮者に対する教育

次の学科教育を行う。

- ①作業の方法の決定及び除染等業務従事者の配置に関すること（2.5時間）
- ②除染等業務従事者に対する指揮の方法に関すること（2時間）
- ③異常時における措置に関すること（1時間）

2. 労働者に対する特別教育（当協会で開催）

学科教育と実技教育とを行う。

◇ 学科教育（4時間）

- ①電離放射線の生体に対する影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識（1時間）
- ②除染等作業の方法に関する知識（1時間）

対象業務は、次の3種類

- ・ 土壌等の除染等の業務を行う者に対する教育
- ・ 除去土壌の収集、運搬又は保管に係る業務を行う者に対する教育
- ・ 汚染廃棄物の収集、運搬又は保管に係る業務を行う者に対する教育

- ③除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識（1時間）

対象業務は、次の3種類

- ・ 土壌等の除染等の業務を行う者に対する教育
- ・ 除去土壌の収集等に係る業務を行う者に対する教育
- ・ 汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者に対する教育

- ④関係法令（1時間）

◇ 実技教育（1.5時間）

対象業務は、次の3種類

- ・ 土壌等の除染等の業務を行う者に対する教育
- ・ 除去土壌の収集等に係る業務を行う者に対する教育
- ・ 汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者に対する教育